建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1.	分別解体等の方法				
工程ごとの作	工 程	作 業	内 容	分別解体等の方法	
	①造成等	造成等の工事		□手作業	
		□有 □無		□手作業・機	機作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	基礎・基礎ぐいの工事		
		□有 □無	□有 □無		&械作業の併用
業	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の)工事	□手作業	
内容及び解体方法		□有 □無		□手作業・機	機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事		□手作業	
		□有 □無	□有 □無		機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等のコ	建築設備・内装等の工事		
		□有 □無	□有 □無		機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事	その他の工事		
	(□有 □無		□手作業・機	機械作業の併用
2. 解体工事に要する費用(受注者の見積金額:直接工事費) ※新築工事等で解体のある場合は、3及び4へ記入すること。 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地					
特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所	在	地
※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可) ※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項(特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所在地) を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。					
4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額:直接工事費) 円(税抜)					